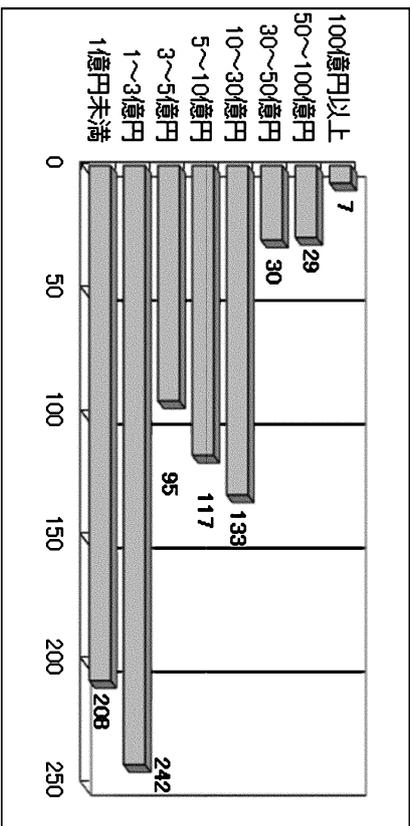


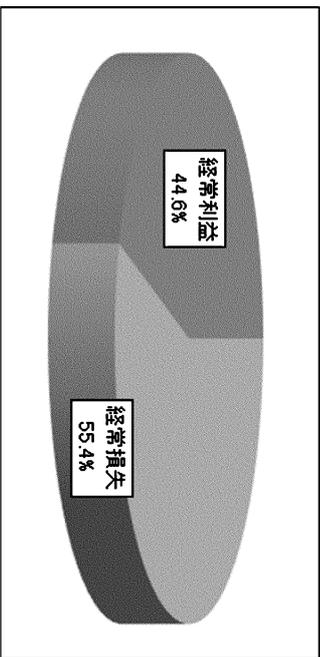
グラフB-5-2 売上高規模別仲卸業者数



仲卸業者の経営状況 2021 より抜粋

経営損益については、令和3年度において経営損失を計上する業者が55.4%と過半を占めており、経営状況は厳しい状態にあると考えられる。

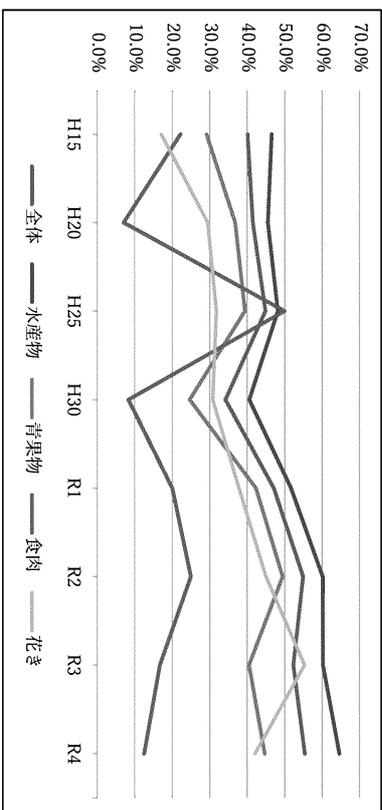
グラフB-5-3 仲卸業者の経営損益の状況



仲卸業者の経営状況 2021 より抜粋

なお、仲卸業者の経営損益の推移は以下のとおりであり、経営損失（赤字）計上の業者が占める割合は、特に水産、青果について、平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向にあることが分かる。

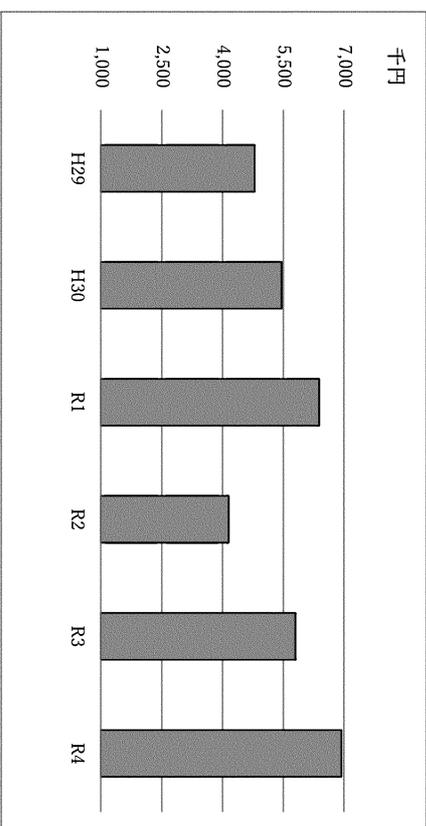
グラフB-5-4 経営損失を計上した仲卸業者の割合



都提供資料より監査人作成

さらに、使用料の滞納額の推移は以下のとおり、令和2年度から令和4年度にかけて、増加傾向にあることが分かり、仲卸業者の経営状況の悪化が、使用料の滞納の原因につながっているように推察される。

グラフB-5-5 仲卸業者の滞納使用料（施設使用料未収金）の状況

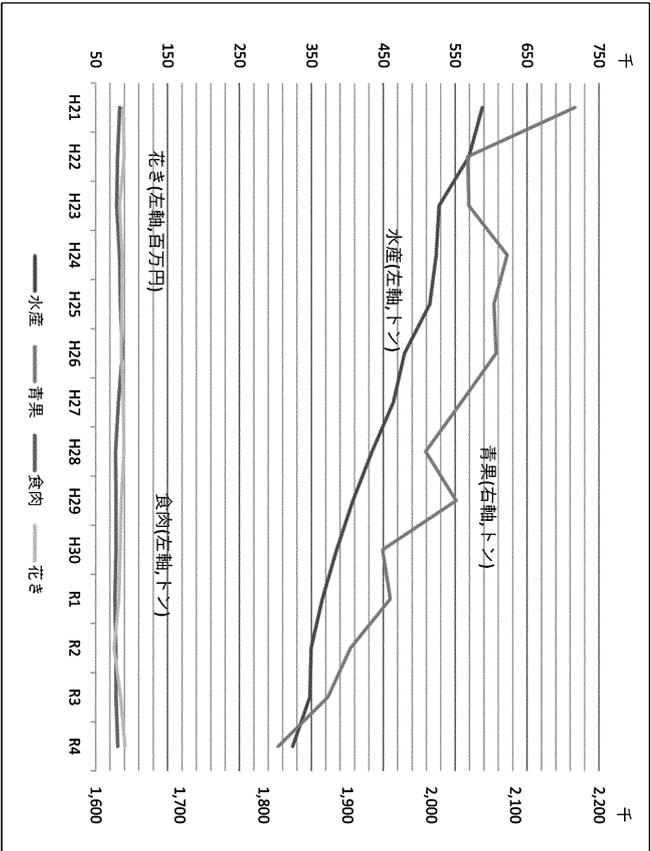


都提供資料より監査人作成

このように仲卸業者の経営が厳しい背景としては、中央卸売市場における取扱数量が、特に取扱数量の大きい青果及び水産において減少傾向にあることが考えられる。平成21年度から令和4年度までの間に、青果は2,171千トンから

1,817千トンと16%減少し、水産は587千トンから323千トンと45%減少している。

グラフB-5-6 部類別の取扱数量の推移



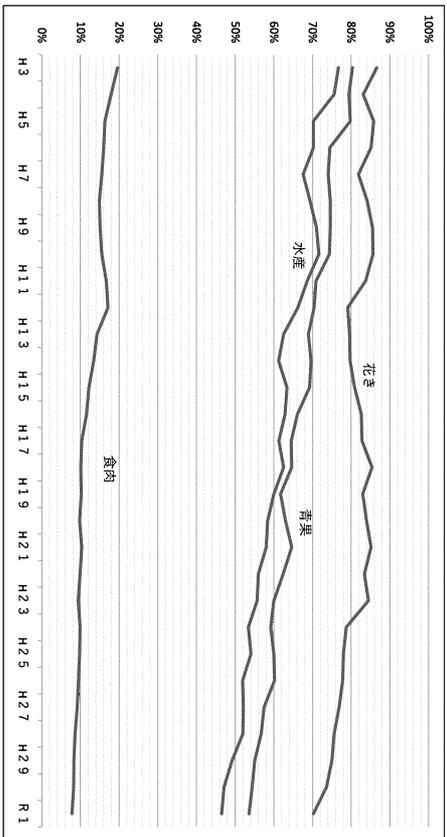
中央卸売市場 市場統計情報(年報)より監査人作成

取扱数量の減少の要因を読み解く指標の一つとして、市場経由率(市場経由量/総流通量)が挙げられる。品物の総流通量が減少しても市場経由量が一定であれば経由率は増加する。逆に総流通量の減少以上に市場経由量が減少すると経由率は減少する。

当該指標は、平成3年度から令和元年度までの間で、全ての品目について、おおむね20ポイント程度減少している。

その背景としては、大型スーパーマーケットや食品加工メーカー等における市場を經由しない産地直送仕入れの増加や、中央卸売市場ではなく直売所での販売や学校給食における地場産品の使用推進などの産地地消の推進、ふるさと納税制度を通じた産地直送取引の増加等が考えられる。

グラフB-5-7 全国の卸売市場の経由率の推移



農林水産省 卸売市場データ集より監査人作成

さらに、令和2年の卸市場法の改正により、卸売業者が集荷した生鮮食品を市場内の仲卸業者や売買参加者以外にも販売できるようになったこと、東京都の人口が令和7年の1,411万人をピークに減少し、令和42(2060)年には、1,192万人まで減少することが見込まれていることも考えると、今後も仲卸業者を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想される。

b 市場業者の支援体制について

このように経営環境が特に厳しい状態にある仲卸業者ではあるが、市場においては、大量かつ多種多様な品物を買出人の需要を踏まえて仕分けし販売する機能や、目利きにより適切な価格を見定めることで適切な相場を形成する機能を担っており、市場の役割を果たす担い手として重要な存在と考えられる。

特に零細事業者も多い仲卸業者にとっては、経営環境の変化へ適切に対応するには、必ずしも自己の見のみでなく、専門家の支援が必要と考えられる。

この点、都では、特定の事業の経費については補助金を交付し、経営上の課題への対応については経営専門家にによる経営相談の受付や、定期的な訪問による相談対応を行い、経営支援を行っている。

市場業者が抱える経営課題について、都がどのようなように理解し、対応を行っているかについて質問したところ、市場業者の中でも特に仲卸業者は、経常損失を計上する業者数が過半数であり、輸出も含めた販路の拡大や後継者不足といった様々な課題を有していると認識している旨の回答を得た。

さらに、経営支援についてどのような取組を行っているかを質問したところ、補助金制度や、経営相談（専門家（公認会計士、中小企業診断士、弁護士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント）による相談対応）や、経営アドバイザーの活用（中小企業診断士等の経営の専門家による定期的な市場訪問）等によって支援を行っている旨の回答を得た。

一方で、相談内容は補助金申請に関するものが多い。もちろん、補助金申請に関する相談も、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援の取組ではあるが、より幅広く経営方針等への助言など、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援が行われることが望まれる。よって、都としても引き続き経営相談の周知等を行うべく旨の回答を得た。

（意見 1－20） 経営相談等の対応について

都では、市場業者が抱える経営課題について、経営支援として補助金制度や、経営相談（専門家（公認会計士、中小企業診断士、弁護士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント）による相談対応）や、経営アドバイザーの活用（中小企業診断士等の経営の専門家による定期的な市場訪問）等によって支援を行っている。

相談内容は補助金申請に関するものが多いとのことである。補助金申請に関する相談も、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援の取組であるが、より幅広く、経営方針等への助言など、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援が行われることが望まれる。例えば、過去の経営相談の内容や成功事例の情報をデータベース化して分析するなどし、経営の専門家による相談対応をより幅広く実効性あるものにするよう、引き続き取組を検討されたい。

6 サステナブル経営の推進

(1) 市場のゼロエミッション化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「市場のゼロエミッション化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「市場のゼロエミッション化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

全ての中央卸売市場において、再生可能エネルギー100%により、電力が調達されている  
LED等の省エネ型の照明器具や、省エネ型の冷蔵庫設備等が導入され、エネルギー消費量が削減されるとともに、冷蔵庫設備等については、環境に配慮した冷媒機器等が使用されている  
市場内で使用される小型特殊自動車（ターレット式構内運搬自動車及びブローカーリフト等）は、ゼロエミッション化（以下「ZEV化」という。）されている  
農産物や水産物を運搬する際に使用される容器類等について、市場からの排出量が減少するとともに、リサイクルが進んでいる

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「市場のゼロエミッション化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-6-1 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
・太陽光発電装置の設置等により再生可能エネルギーの導入を推進	・調達電力の再生可能エネルギー100%化に向けて、再生可能エネルギーの割合を更に引き上げていくことが必要	・市場施設の維持更新等の機会を捉えて、太陽光発電装置の導入を進めるとともに、とちよう電力プランの活用など、市場業者と調整を図りながら、再生可能エネルギーによる電力調達を推進 ・各市場の卸売場等の照明器具のLED化について、引き続き計画的に推進し、省エネルギー対策を推進

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場業者は、生鮮品等の鮮度保持等の観点から多くの冷蔵庫設備等を使用しており、現状では冷凍としてフロン類を使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止等の観点から、フロン対策の一層の推進が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都が設置した冷蔵庫設備等について、計画的にGWP(地球温暖化指数)の低いグリーン冷媒を使用する機器に更新していくとともに、市場業者の設置している冷蔵庫設備等についても、グリーン冷媒使用機器等への更新を促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場内で使用される小型特殊自動車について、都はこれまで、排出ガス削減等の観点から、電動化を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いまだガソリン車等が一部で使用されており、更なる取組が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場業者の小型特殊自動車のZEV化を促進するため、市場内の充電設備を整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場からは、梱包材や容器類などが多く排出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の低減のため、更なる排出量削減に取り組むとともに、廃プラスチック削減の観点からは、発泡スチロール製容器のリサイクルを一層促進する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き市場業者と連携して、容器類等の排出量削減に取り組むとともに、発泡スチロール製容器のリサイクルの高度化に向けた調査等を行い、得られた知見等を市場関係者と共有し、より環境負荷の低い循環利用を促進</li> </ul>

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開  
経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-6-1 5年間の事業展開

項目	R4年度					R5年度					R6年度					R7年度					R8年度				
	LEDなど、環境負荷低減に資する設備の導入					充電設備の増設					事例共有、リサイクル推進策の検討・実施					調査					調査				
市場施設における環境負荷低減に向けた施策・整備	LEDなど、環境負荷低減に資する設備の導入																								
小型特殊自動車のZEV化	充電設備の増設																								
発泡スチロール製容器の国内リサイクル等への取組	事例共有、リサイクル推進策の検討・実施																								

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 令和4年度の取組状況について

令和4年度の取組状況は、省エネ推進のため、各市場の電力消費の実態を把握する省エネルギー診断を実施した。各市場の照明器具のLED化を計画的に推進するとともに、補助事業として市場業者がグリーン冷媒機器を導入する際、経費の一部の支援を12件実施した。また、市場から排出される発泡スチロールの国内における循環利用について、研究機関やメーカーへのヒアリング等を実施した。

(イ) 温室効果ガス削減の対応について

都は、電力や燃料等のエネルギー消費により排出される温室効果ガスの削減に全庁的に取り組んでいる。平成22年度からは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」の改正により、温室効果ガスを一定以上排出する大規模事業所に対し削減義務が課せられ、都の中央卸売市場では、大田市場、食肉市場、豊洲市場の3市場が対象となっている。

3市場においては、都が定めた排出標準原単位及び用途ごとの床面積から基準排出量を算定し、基準排出量×削減義務率により削減義務量を算定している。なお、削減義務の履行手段としては、自らの事業所における削減のみならず、他の事業所における超過削減量や、再生可能エネルギーの活用分として都に認定された量等を、取引により取得して充当することができる。

削減義務を課される3市場の義務履行状況は以下のとおりである。

表B-6-2 削減義務を課される3市場の義務履行状況

基準排出量	削減義務率	削減義務量	排出削減量	達成率
①	②	①×②=③	④	④/③
大田	35,268t	27%	9,522t	85.4%
食肉	40,398t	25%	10,100t	14.3%
豊洲	113,430t	8%	9,074t	368.1%
合計	189,096t	-	28,696t	149.8%

都提供資料より監査人作成

(注1) 基準排出量は、2020年度・2021年度の合計。

(注2) 単位のtは二酸化炭素換算。

(注3) 削減義務量は小数点以下第一位四捨五入。

(注4) 達成率は小数点以下第二位四捨五入。

(ウ) 削減義務の達成に向けた対応策について

大田市場の削減義務率達成率は85.4%にとどまっております、削減義務量に対す